

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第13号

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年亀山市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の210</u></p> <p>(2) <u>亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員</u> <u>100分の155</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の200</u></p> <p>[号を加える。]</p>

(3) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u>	(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の95</u>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。